R8学科合格対策 **法規25点合格法** 2025年11月15日

1．学科試験まで2ヶ月でも「合格する方法」・・・半年あるなら確実

学科試験まで残り2ヶ月であっても、ここから学科合格できる方法「**法規25点合格法**」を解説する（半年なら確実合格）。

学科試験は、総合点が約90点（合格率15～20%）に達した方が合格できる厳しい試験である。

多くの受験者が資格学校へ通学し、毎週講義を受けて必死に学習している（独学者も学習量は同様）。資格学校は、講師が5科目全てを平均的に解説する（毎年ほぼ同じ講義）。研究会は、この資格学校の学習法を否定するものではないが、この方法では、なかなか合格できない。5科目平均で90点を目指すには、全科目で正解率72%を取る必要があり、これは意外に難しい（何年も通学する理由でもある、しかも超高額）。

研究会は、法規を25点取ることで、他の科目が比較的難易度を下げれることから、短期間に効率よく合格できる方法として、法規25点合格法を推奨している。法規は、集中して学習すると他の4科目に比較して、急速に点数が上がる。30点という高得点であることも魅力である。更に、法規のみ法令集を持ち込める。この法令集は、ちょっと工夫すると、簡単に過去問20年の法文を引くことができる。つまり、法規だけなら2ヶ月で25点が取れるようになる。その結果、他の4学科の点数は、低くても90点に到達する。

合格基準点の現状を**表1**に示す。

学科試験は、各科目の合格基準点（足切点）として、Ⅰ計画11点、Ⅱ設備11点、Ⅲ法規16点、Ⅳ構造16点、Ⅴ施工13点がある（合計67点）。ここから、総合点の合格基準点90点±4点へ達するには、受験者による自由選択となる。法規が25点（正解率83%）取れるなら、他の科目は、68%の正解率（Ⅰ計画14点、Ⅱ設備14点、Ⅳ構造20点、Ⅴ施工17点）で合計90点となる。

受験者の殆どの方は、法規以外で何かの学科の専門家である。意匠設計者はⅠ計画、設備設計者はⅡ設備、構造設計者はⅣ構造、施工者はⅤ施工である。法規が専門という方は極めて少ない。従って、法規を集中的に点数を上げることは、他の科目でのリスク回避にもつながる。つまり、法規以外では、68%正解を目指すが、ある科目だけは専門なので、その科目αは高得点を取れることから、90点＋α点となる（その科目αがリスク回避）。

表1　学科試験の合格基準点

※は、難易度により補正（−1点）となった

	Ⅰ計画（20点）	Ⅱ設備（20点）	Ⅲ法規（30点）	Ⅳ構造（30点）	Ⅴ施工（25点）	総得点（125点）	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
平成21年	11	11	16	16	13	97	42,569	8,323	19.6
平成22年	11	11	16	16	13	88	38,476	5,814	15.1
平成23年	11	11	16	16	13	87	32,843	5,171	15.7
平成24年	11	11	16	16	13	94	29,484	5,361	18.2
平成25年	11	11	16	16	13	92	26,801	5,103	19.0
平成26年	11	11	16	16	13	90	25,395	4,653	18.3
平成27年	11	10※	16	16	13	92	25,804	4,806	18.6
平成28年	11	11	16	16	13	90	26,096	4,213	16.1
平成29年	11	11	16	16	13	87	26,923	4,946	18.4
平成30年	11	11	16	16	13	91	25,878	4,742	18.3
令和元年	11	11	16	16	13	97	25,132	5,729	22.8
令和2年	11	10※	16	16	13	88	30,409	6,295	20.7
令和3年	10※	11	16	16	13	87	31,696	4,832	15.2
令和4年	11	11	16	16	13	91	30,007	6,289	21.0
令和5年	11	11	16	16	13	88	28,118	4,562	16.2
令和6年	11	11	16	16	13	92	28,067	6,531	23.3
令和7年	11	11	16	16	13	88	27,489	4,529	16.5

表2　各科目の推奨合格点

	Ⅰ計画（20点）	Ⅱ設備（20点）	Ⅲ法規（30点）	Ⅳ構造（30点）	Ⅴ施工（25点）	総得点（125点）
推奨目標点	14	14	25	20	17	90

←法規を25点取って合格

2. 法規は2ヶ月で「25点取れる」のか？

本当に、2ヶ月で法規は、25点が取れるのだろうか？

研究会は、平成27年に法規の過去問20年（H7～H26）の2,470選択肢を分析した。その結果、1回だけ出題された法文の確率は、（136/2,126）×100＝6.4%であった（検討対象とならない融合問題を除く）。

逆の言い方をすると、20年間で見ると、93.6%の法文が繰り返し出題されているとなる。つまり、重要法文は繰り返し出題されていて、この確率であれば、過去問20年だけに集中した学習法で法規25点が取れる。なお、毎年、初出題の問題も若干含まれるが、それは4択での消去法で対処可能である。また、資格学校は、新法文が多い等の勧誘をしてくるが、嘘ではないが、全問題を分析すれば過去問学習で25点取れることが明らかになるので、営業トークと判断してあまり気にする必要はない。

【注意】本件は時間のない緊急対策であり、あまりに法規に傾注することも危険である。法規を25点へ伸ばしつつ、他の科目も確実に底上げする学習法、つまり別途解説している「**過去問学習で100超え**」が最も望ましい。当初、本内容は、「法規28点合格法」としていたが、多くの研究会受講者から「法規は25点は取れるが28点は厳しい」との意見を頂く、「法規25点合格法」へ変更しました。

3. 短期間に法規25点を取るための「具体的な学習法」

過去問学習は王道であり、過去20年間の全科目の問題を学習すれば、100点を超えて確実に合格できる。

学科Ⅲ法規を25点取ることは、他の科目の点数を下げれるので、短期間に合格できる。そこで、研究会は、具体的にどのように学習すれば2ヶ月という短期間に法規25点が取れるのか？ということを追求してきた。約8年間の間、研究会は、様々な試行錯誤をしてきたが、大きく下記**4種類の学習法**により、法規は2ヶ月で25点取れると考えている（半年あれば確実）。

（1）YouTube解説

YouTube解説は、分かりやすい図を多く組み込みパワーポイント音声として、一度YouTubeで公開したものを、再度HP内で見やすく項目別にアップしたものである。HPの講座内には、このYouTubeの解説についてのPDF（ノート形式）も掲載している。

（2）ポイント読上

ポイント読上は、過去問を全て正解文の箇条書きとしてまとめている「**ポイント一覧表**」を、パワーポイント音声として読み上げている。携帯で見ながら聞けるので、通勤電車内の学習には最適である。2025年12月には、R7を追加してアップする。

（3）項目別一覧表

項目別一覧表は、直近20年間の過去問について、A3伴1枚に同じ項目10問をまとめて並べたものである。例えば、毎年1問が出題される項目であるなら、過去問は20問あるのでA3伴2枚となっている。このA3伴2枚を机に置くと、過去問20年が全て見れるので、効率よく学習することができる（研究会は、これを「目で見る学習法」としている）。

（4）出題法文一覧表（法令集の作り方含む）

出題法文一覧表は、過去問20年の項目別の出題法文が一覧表でわかるようにまとめている。どの法文がどの程度の出題となっているか、その確率が数値としてわかる。また、ここでは、「**数秒で引ける法令集の作り方**」もあり、それと併用学習することで、法規は短期間に高得点が取れるようになる。

（1）YouTube

学科Ⅲ法規のYouTube講座は、全体解説として2025年11月から開始し、令和7年問題を組み込んだ「**項目別一覧表**」は、2025年3月から資料のHP公開に合わせて、法規YouTube解説もアップする。（HP内では同時にノート形式のPDFも掲載）。

下記に参考として「1.用語」の内容を示す。

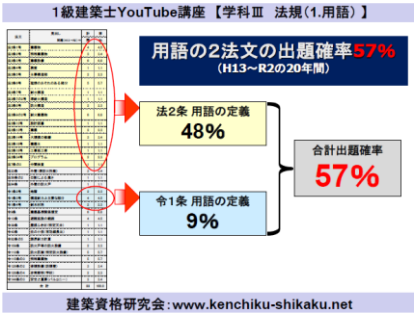

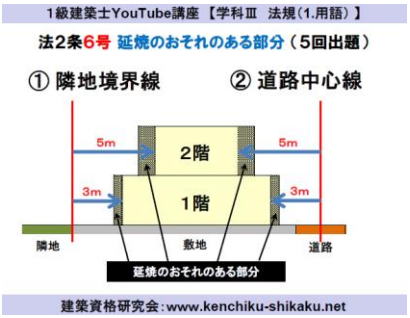

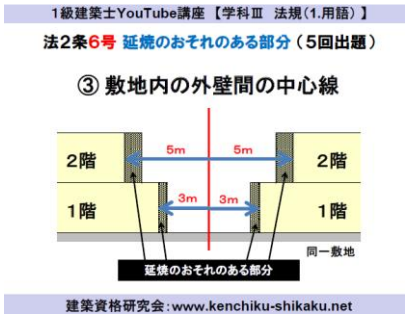

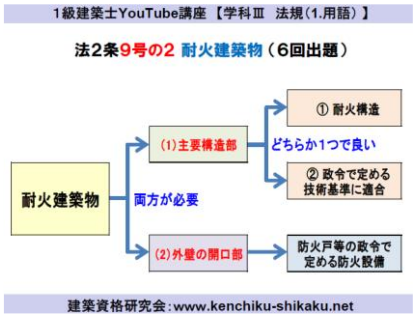

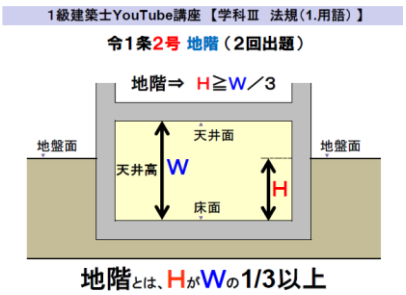

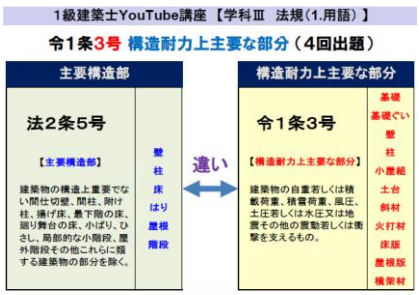

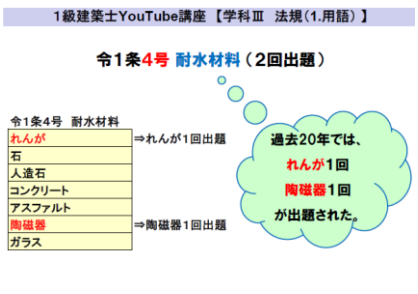

（2）ポイント読上

学科Ⅲ法規のポイント読上げ講座は、平成7年から最新年度までの過去問をすべて正解文の箇条書きとして、その一覧表をパワーポイント音声読上としてアップしている。令和7年の問題は、2025年12月に組み込み再アップする。

ポイント一覧表の音声読上【学科Ⅱ設備（1.用語）1/6】

実効温度差(ETD)は、「内外温度差」、「日射量」及び「壁や天井等の熱容量の大きい部材による熱的挙動の時間遅れ」を考慮した、熱貫流計算を簡略に行うために使用される仮想の温度差である。
作用温度は、空気温度、平均放射温度から求められる指標であり、湿度は関係ない。
エネルギー代謝率は、労働代謝の基礎代謝に対する比率で表され、人間の作業強度を表す指標である。
飽和絶対湿度は、ある温度の空気が含むことのできる限界の水蒸気量を、単位乾燥空気当たりの水蒸気量で示したものである。
PMVは、室内の温熱感覚に関係する気温、放射温度、相対湿度、気流速度、人体の代謝量及び着衣量を考慮した温熱環境指標である。
熱損失係数は、室温に比べて、外気温が1℃だけ低いと仮定した場合に、「建築物内部から外部へ逃げる単位時間当たりの総熱量」を「建築物の延べ面積」で除した値である。
伝熱計算に用いる壁体の総合熱伝達率は、対流熱伝達率と放射熱伝達率とを合計したものである。
暖房デグリーディ（暖房度日）は、暖房室内温度と毎日の日平均外気温との差を求め、その温度差を暖房期間にわたって積算した値である。
デグリーデーの単位は、℃・dayである。
長波長放射率は、赤外線の放射率であり、全ての赤外線を完全に放射する完全黒体の放射を基準に定義される。

過去問H7～R1（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題はできる限り統一化）

ポイント一覧表の音声読上【学科Ⅱ設備（1.用語）2/6】

長波長放射率は、「ある部材表面から発する単位面積当たりの放射エネルギー」を「その部材表面と同一温度の完全黒体から発する単位面積当たりの放射エネルギー」で除した値である。
壁体の定常伝熱とは、時間を考慮しない熱の伝わり方のことである。
均質な単一材料からなる壁の熱貫流抵抗は、壁の厚さを2倍にしても2倍にはならない。
物体の表面から射出される放射量は、物体の表面の絶対温度を2倍にすると16倍になる。
騒音レベルは、A特性で感覚補正された量であり、低音域が優勢な騒音に対して、その値は、音圧レベルの値よりも低い値を示す。
A特性音圧レベルは、人の聴感補正を周波数別に行った音のレベルであり、音の大きさの感覚に対応する。
音の強さの単位は、W／㎡である。
音圧の単位は、Paである。
音響エネルギー密度レベルは、音のもつ単位体積当たりの力学的エネルギー量を、デシベル表示したものである。
固体伝搬音(固体音)は、建築物の躯体中を伝わる振動により、壁や天井等の表面から空間に放射される音である。

過去問H7～R1（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題はできる限り統一化）

ポイント一覧表の音声読上【学科Ⅱ設備（1.用語）3/6】

等価騒音レベルは、聴感補正された音圧レベルのエネルギー平均値であり、一般に、変動する騒音の評価に用いられる。
等価騒音レベルは、聴感補正された音のレベルの時間平均値であり、変動する騒音の評価に用いられる。
フラッターエコーは、平行に相対する音響反射面の間で、音が同じ経路を何度も往復反射し、音が二重三重に繰り返し聞こえる現象である。
音の回折は、障害物の背後に音が回り込んで伝搬する現象である。人間は、20～20,000Hzの音が聞こえるが、その波長は17m～17mmであるので、音が低い波長が長い音ほど障害物を回り込む。
スティーブンスのべき法則は、感覚量が刺激強度のべき乗に比例することを示しており、音環境ではラウドネスの評価に用いられる。
残響室法吸音率は、残響室内に試料を設置した場合と設置しない場合の残響時間を測定して、その値をもとに算出する試料の吸音率である。
圧力損失の単位は、Pa　または　mmH_2Oである。
等価吸音面積(吸音力)の単位は、㎡である。
振動レベルは、振動感覚補正を行って評価した振動加速度レベルである。
カクテルパーティー効果は、周囲が騒がしい環境であっても聴きたい音を選択的に聴き取ることができる聴覚上の性質のことである。

過去問H7～R1（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題はできる限り統一化）

ポイント一覧表の音声読上【学科Ⅱ設備（1.用語）4/6】

音の干渉は、二つ以上の音波が同時に伝搬する場合、音波の重なり具合によって振幅が変化する現象(うなり)である。
照度分布は、机上面で測定された照明の明るさのことである。
屋内照明器具による不快グレアの評価に用いられるのは、照度ではなく、輝度である。
照度は、単位面積当たりの光束であり、この光束は比視感度を反映しているので、照度も比視感度を反映している。
熱伝導率の単位は、W/(m・K)である。
露点温度とは、絶対湿度を一定に保ちながら空気を冷却した場合に、相対湿度が100%となる温度のことである。
夜間放射は、地表における上向きの地表面放射と、大気から地表面における下向きの大気放射との差である。
湿気伝導率の単位は、kg/(m・s・Pa)である。
光束は、ある面を単位時間に通過する光の放射エネルギーの量を、視感度を基準として測ったものである。
光束発散度は、発光面、反射面又は透過面のいずれについても、面から発散する単位面積当たりの光束である（単位はrlx又は1m/㎡）。

過去問H7～R1（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題はできる限り統一化）

ポイント一覧表の音声読上【学科Ⅱ設備（1.用語）5/6】

輝度は、単位面積当たり、単位立体角当たりの光束である（単位はcd/㎡）。
点光源から均等拡散面上の受照点へ向かう光度を2倍にすると、受照点を望む輝度も2倍になる。
光幕反射は、光の反射によって机上面の文字等と紙面との輝度対比が小さくなる現象である。
色度は、色の色相と彩度の二つの属性を含めた知覚的評価の指標である（明度は関係しない）。
色温度は、光源の光色を、それと近似する色度の光を放つ黒体の絶対温度で表したものである。
マンセル表色系は、物体の表面色を表記するのに用いられ、「7.5YR8/5と表される色」より「7.5YR9/5と表される色」のほうが明るい。
プルキンエ現象は、暗所視において、比視感度が最大となる波長が短い波長へずれる現象である。
プルキンエ現象は、明所視に比べ暗所視において、青が明るく、赤が暗く見える現象である。

過去問H7～R1（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題はできる限り統一化）

ポイント一覧表の音声読上【学科Ⅱ設備（1.用語）6/6】

永久日影は、建築物などにより直射日光が遮断されるため、一年を通じて全く太陽直射光の当たらない領域であり、日本では、夏至の日に終日日影となる部分である。
平衡含湿率(平衡含水率)は、材料を一定の温湿度の湿り空気中に十分に長い時間放置しておき、含湿量が変化しない状態(平衡状態)に達したときの、材料の乾燥質量に対する含湿量の割合である。
通過風量は、内外圧力差の平方根に比例するので、圧力差を2倍にすると、√2倍となる。
建築物の壁面に当たった風は、その壁面に沿った風の流れとなり、隅角部で建築物から離れるとき、風速が周囲より早くなる。この風速が速くなる現象を、剥離流という。
透湿抵抗の単位は、㎡・s・Pa/kgである。
マスキング効果は、同種の他の刺激の存在により対象刺激を知覚できる最小値が上昇する現象をいい、臭覚に関する利用例として、香水やトイレの芳香剤があげられる。

過去問H7～R1（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題はできる限り統一化）

（3）項目別一覧表

研究会の最大の特徴は、この「**項目別一覧表**」にあると言える。

ここは、過去問20年の本格学習法であり、効率良く学習するために「**目で見る学習法**」を提案している。

法規（H8～H27）までの過去問20年では、選択肢問題が2，465問ある。

（25問×5選択肢×13年）＋（30問×4選択肢×7年）＝**2,465問**

この膨大な問題数を単純に繰り返し解くのは、効率の良い学習とは言い難い。

そこで、2,465問を項目別に振分けて、一目で見れる「**出題問題の項目別一覧表**」にまとめた。

令和7年の問題の組み込みは、試験元から問題使用許諾後となる2026年1月から資料作成後に公開する。

2ヶ月で25点を取るためには、出題される法文が、どのような問題パターンで出ているのかなどを目で見ながら理解すると効果的である。出題問題一覧表は、1項目の過去問20年分がA3伴2枚程度（A3伴1枚には10個の問題がある）となっているので、机の上に2枚並べると、20年全ての問題が見える。この「**見える**」ということが非常に重要である。更に、類似問題は、同じ色で分けているので、同じ色を見比べると類似問題が一目瞭然となる。最初（1回目）の学習は、それなりに時間を要するが、2回目、3回目は、出題問題の変形パターンやヒッカケ問題など目で見て違いが分かるようになる。研究会では、これを「**目で見る学習法**」と名付けた。これは、実際に行ってみると、かなり学習時間の短縮ができる。

（4）出題法文一覧表・法令集マーカの仕方

研究会では、法規を短期間に高得点が取れるように、下記2種類の資料を提供している。

（1）過去問20年分の出題法文の出題確率などが一目瞭然となる**出題法文一覧表**

（2）出題法文のみのマーカーで試験にでる法文がわかる**法令集強マーカの仕方**

「法文と見出し」・・・出題法文

「出題年度」・・・出題選択肢番号

「出題数」・・・出題確率を数値化

「傾向分析」・・・問題の概要把握

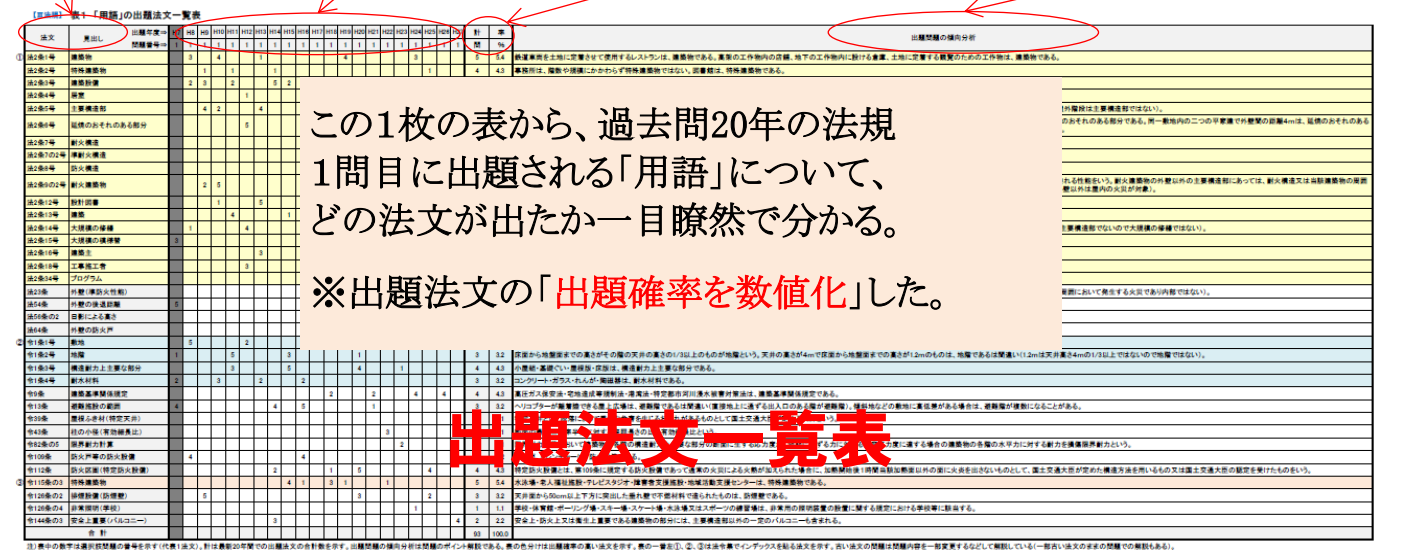

【資料3】 表1「用語」の出題法文一覧表

	法文	見出し	出題年度→		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計	率	出題問題の傾向分析
			問題番号→		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	問	%	
①	法2条1号	建築物			3		4											4					3				5	5.4	鉄道車両を土地に定着させて使用するレストランは、建築物である。高架の工作物内の店舗、地下の工作物内に設ける倉庫、土地に定着する観覧のための工作物は、建築物である。
	法2条2号	特殊建築物				1		1					1											1			4	4.3	事務所は、階数や規模にかかわらず特殊建築物ではない。図書館は、特殊建築物である。
	法2条3号	建築設備			2	3		2				5	2																
	法2条4号	居室									1																		
	法2条5号	主要構造部				4	2			4																			外階段は主要構造部ではない。
	法2条6号	延焼のおそれのある部分								5																			のおそれのある部分である。同一敷地内の二つの平屋建で外壁間の距離4mは、延焼のおそれのある
	法2条7号	耐火構造																											
	法2条の2号	準耐火構造																											
	法2条8号	防火構造																											
	法2条の2号	耐火建築物				2	5																						れる性能をいう。耐火建築物の外壁以外の主要構造部にあっては、耐火構造又は当該建築物の周囲 壁以外は屋内の火災が対象）。
	法2条12号	設計図書					1			5																			
	法2条13号	建築						4				1																	
	法2条14号	大規模の修繕		1					4																				主要構造部でないので大規模の修繕ではない。
	法2条15号	大規模の模様替	3																										
	法2条16号	建築主								3																			
	法2条18号	工事施工者							3																				
	法2条34号	プログラム																											
	法23条	外壁(準防火性能)																											建築において発生する火災であり内部ではない。
	法54条	外壁の後退距離	3																										
	法56条の2	日影による高さ																											
	法64条	外壁の防火戸																											
②	令1条1号	敷地		5					2																				
	令1条2号	地階	3					5				3						1									3	3.2	床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものが地階という。天井の高さが4mで床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、地階であるは関違い(1.2mは天井高さ4mの1/3以上ではないので地階ではない)。
	令1条3号	構造耐力上主要な部分						3				5					4			1							4	4.3	の基礎・基礎ぐい・屋根版・床版は、構造耐力上主要な部分である。
	令1条4号	耐水材料	2				3			2			2														3	3.2	コンクリート・ガラス・れんがが実績基は、耐水材料である。
	令9条	建築基準関係規定														2			2			4		4			4	4.3	高圧ガス保安法・宅地造成等規制法・湖沼法・特定都市河川浸水被害対策法は、建築基準関係規定である。
	令13条	避難階段の範囲	4									4	5						1								3	3.2	ペリコプターが離着陸できる屋上広場は、避難階であるは関違い(直接地上に通ずる出入口のある階が避難階)。傾斜地などの敷地に高低差がある場合は、避難階が複数になることがある。
	令39条	煙突ふき材(特定天井)																											
	令43条	柱の小径(有効細長比)																		3									
	令82条の5	保界耐力計算																			2								
	令109条	防火戸等の防火設備		4									4																
	令112条	防火区画(特定防火設備)										2				1		5					4				4	4.3	特定防火設備とは、第109条に規定する防火設備であって通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後(時間)以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
③	令115条の3	特殊建築物												4	1	3	1			1							5	5.4	火決場・老人福祉施設・テレビスタジオ・保育所支援施設・地域活動支援センター は、特殊建築物である。
	令120条の2	排煙設備(防煙壁)		5														3						2			3	3.2	天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁で不燃材料で造られたものは、防煙壁である。
	令120条の4	非常照明(学校)																					1				1	1.1	学校・体育館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場は、非常用の照明設備の設置に関する規定における学校等に該当する。
	令144条の3	安全上重要(バルコニー)								3															4		2	2.2	安全上・防火上又は衛生上重要である建築物の部分には、主要構造部以外の一定のバルコニーも含まれる。
		合 計																									93	100.0	

注）表中の数字は選択肢問題の番号を示す（代表1法文）。計は最新20年間での出題法文の合計数を示す。出題問題の傾向分析は問題のポイント解説である。表の色分けは出題確率の高い法文を示す。表の一番左①、②、③は法令集でインデックスを貼る法文を示す。古い法文の問題は問題内容を一部変更するなどして解説している（一部古い法文のままの問題での解説もある）。

この1枚の表から、過去問20年の法規1問目に出題される「用語」について、どの法文が出たか一目瞭然で分かる。

※出題法文の「出題確率を数値化」した。
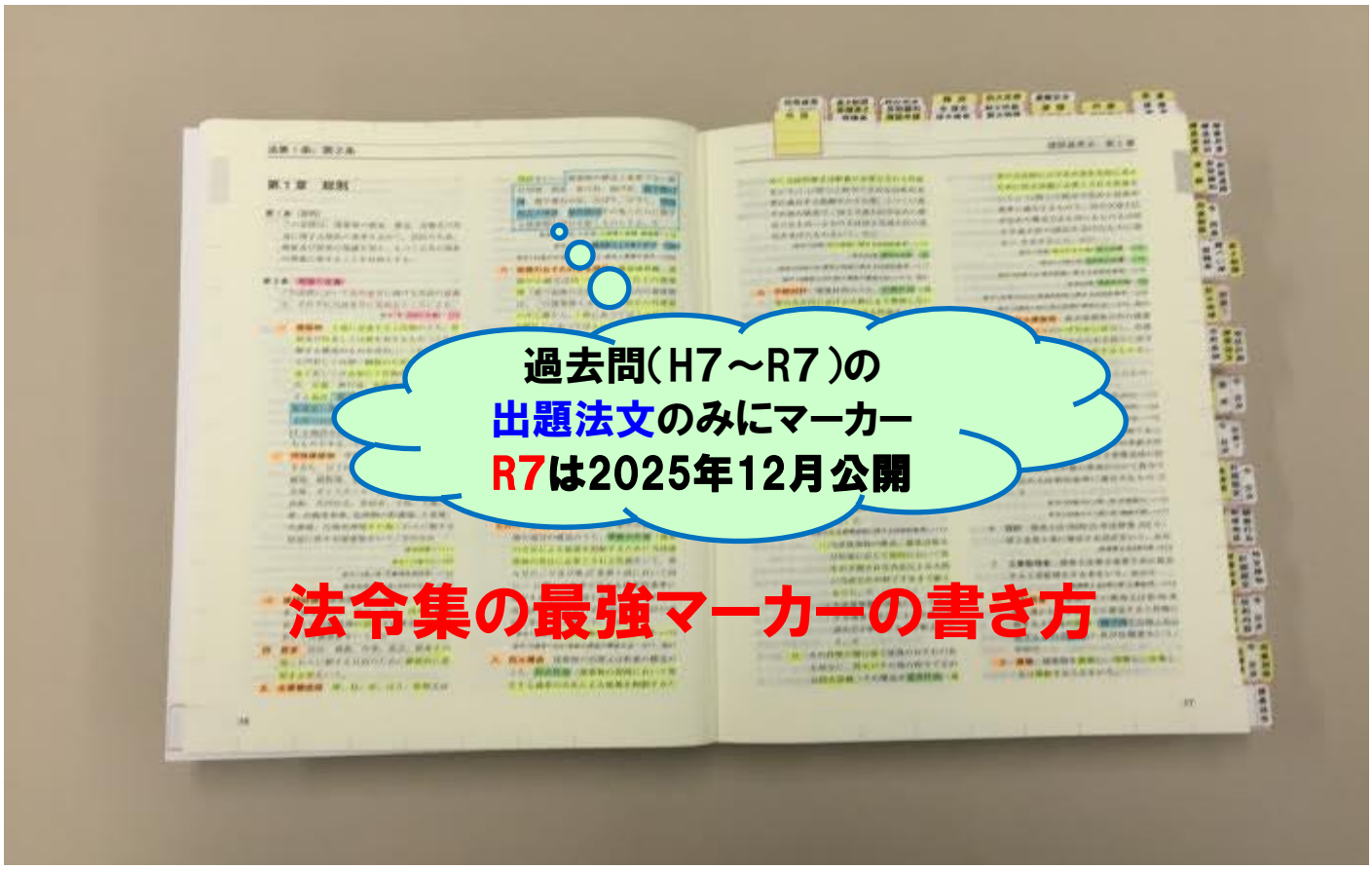
出題法文一覧表